

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供いたします。

この説明書は、当センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを介護保険関係法令、事業所運営規程及び利用契約に付随して説明するものです。

指定介護予防支援事業所

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

(野木町地域包括支援センター)

1 事業者

事業者名	社会福祉法人 野木町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 知久 善一
所在地	栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840番地7
法人設立年月日	昭和53年5月18日

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 野木町社会福祉協議会 (野木町地域包括支援センター)	
介護保険指定番号	野木町指定 0902300037号	
所在地	(本センター) 栃木県下都賀郡野木町大字丸林582番地1 (サブセンター) 栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840番地7	
連絡先	電話番号	(本センター) 0280-57-2400 (サブセンター) 0280-23-2200
	FAX番号	0280-57-1117
管理者氏名	伏木 敦子	
通常の事業実施地域	野木町全域	
運営方針	<p>介護予防支援事業は介護保険法に従い、利用者が、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。</p> <p>また、感染症の予防及びまん延等に関する取り組み、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止の取り組み、災害発生した場合でも利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう非常時の体制で早期の業務再開を図るための取り組みとして担当者を定め委員会の開催、指針の整備、研修、訓練実施等を行います。</p>	

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (12月29日から1月3日・祝祭日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

※上記以外にも緊急時の際には相談に応じます。

24時間、電話0280-57-2400又は0280-23-2200から携帯電話に転送され、連絡が可能です。

4 事業所の職員体制

職 種	常 勤	指定基準
管理者	1名 (主任介護支援専門員兼務)	1名
社会福祉士	2名	1名
保健師等 (経験看護師)	3名	1名
介護支援専門員	5名	1名

5 事業所が提供するサービスについて

(1) 介護予防支援等の内容

- ①介護予防サービス・支援計画の作成
- ②介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥介護保険要介護・要支援認定更新申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

上記に掲げた①～⑦の内容は介護予防支援（介護予防ケアマネジメント含む）の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

また、①～⑦の業務の一部又は全部を当センターと契約する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

<介護予防サービス・支援計画の作成の流れ>

①センターは、担当者に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。

②介護予防サービス・支援計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③担当者は、利用者の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。

④担当者は、③で作成した介護予防サービス計画の原案に盛り込んだ指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

6 経過観察・再評価（契約書第5条）

センターは介護予防サービス・支援計画策定後、次の各号に定める事項を担当者に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族等、サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、利用者の実情や介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します
- (2) 利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、介護保険要介護・要支援認定区分の変更申請、サービス事業者と連絡するなど必要な援助を行います

7 利用料金

センターが提供するサービスについては、介護保険法の定めるところにより、給付されますので、利用者の負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、下記の料金をいただき、センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの市町村窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(令和6年4月1日現在)

サービス種類	単位数	×地域区分10.42円(6級地)
介護予防支援費(Ⅰ)	442単位	4,605円/月
介護予防ケアマネジメント	442単位	4,605円/月
委託連携加算	300単位	3,126円/月
初回加算	300単位	3,126円/月
実施地域外への訪問等により 交通費が発生した場合		実費

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当者（契約書第3条）

サービス提供時に、担当者を決定します。サービス提供を行う事業所については、利用者と協議の上決定します。

(2) 担当者の交替（契約書第3条）

①センターの都合により、担当者を交替することがあります。

担当者を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、センターに対して担当者の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の担当者の指名はできません。

(3) 契約の解約（契約書第11条、第12条）

①利用者からの解約

利用者は、センターに対し、いつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。また、利用者は、センターが以下の事項に該当する場合には直ちにこの契約を解約することができます。

ア センターが正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき

イ センターが守秘義務に違反したとき

②センターからの解約

センターは、利用者が以下の事項に該当する場合にはこの契約を解約することができます。

ア サービスの実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

イ 利用者が、故意又は重大な過失により、センターもしくは担当者の生命、身体、財産、信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 契約の終了（契約書第13条）

①利用者が要介護認定又は非該当（自立）で基本チェックリストにより事業対象者に該当しなくなったとき

②第11条の規定により、利用者から契約の解約の意思表示がなされたとき

③第12条の規定により、事業所から契約の解約の意思表示がなされたとき

④利用者が死亡したとき

(5) 虐待防止について（契約書第16条）

センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、担当者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、担当者又は擁護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見し

た場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

(6) ハラスメント対策について（ハラスメント防止対策に関する基本方針）

- ①センターとして職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをします
- ②利用者又はその家族等がセンターの職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等の行為を禁止します

9 利用者の記録や情報の開示（契約書第9条）

センターは、介護予防支援等の記録等を作成し、その完結の日から5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又はその写しを交付します。

10 秘密保持及び個人情報の保護について（契約書第14条、第15条）

センターの職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護予防支援等に当たって知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。また、センターは、職員が退職後も、在職中に知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

利用者又はその家族等の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合はセンターが定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。また、センターは、利用者が保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供するにあたり、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲内で利用者又は家族等の個人情報を用います。

11 損害賠償について（契約書第17条）

センターは、介護予防支援等の実施に際して利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、利用者に対して損害を保険の範囲内で賠償します。センターの故意または過失によらない時は、この限りではありません。

12 相談・苦情窓口（契約書第18条）

次のことについて、相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なく申し出てください。

- ①センターが提供する介護予防支援等サービスについて
- ②介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについて
- ③その他介護に関することについて

担当者	管理者 伏木 敦子
電話番号	0280-57-2400
FAX番号	0280-57-1117
受付日	月曜日から金曜日 (12月29日から1月3日・祝祭日を除く)
受付時間	午前8時30分から午後5時15分

苦情受付（行政機関その他苦情受付機関）

野木町役場 健康福祉課 高齢対策係 介護保険担当	所在地 野木町大字丸林571 電話番号 0280-57-4173 FAX 0280-57-4193
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 宇都宮市本町3-9 電話番号 028-643-2220 FAX 028-643-5411
栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草1-10-6 電話番号 028-622-2941 FAX 028-622-2316